

お知らせ

まちなかに暮らそう

まちなか^{*1}で住宅を取得する場合に助成金を交付します。

●助成制度を利用するには、工事着工の前に、建築計画について、市の認定を受ける必要がありますのでご注意ください。

制度1：まちなか住宅建築等助成金

自分が居住することを目的に、市内本店業者で住宅を新築する場合

【助成額】

対象経費の1/20

【限度額】

- 1) 一般住宅：60万円
- 2) 二世帯住宅：120万円

*まちなか転入者^{*2}が住宅を新築する場合は、1)・2)それぞれの額に100万円上乗せ

制度2：まちなか空き家再生促進助成金

ながはま住宅再生バンク^{*3}に登録されている空き家を、自分が居住するために購入または賃借し、市内本店業者で改修工事を行う場合

【助成額】

対象経費の1/10

【限度額】

- 1) 通常：30万円
- 2) まちなか転入者が、3親等内の親族以外から住宅および土地を取得する場合：130万円

まちなか以外の地域においても、住宅の取得および転入者の住宅改修費用の一部を助成する制度があります。詳しくは下記まで問合せください。

問 商工振興課 (☎65-8766)



まちなか居住推進重点区域

◆用語の説明

- ※1：まちなか
長浜市中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地エリアのうち、まちなか居住重点区域をいう。
- ※2：まちなか転入者
平成22年1月1日から平成22年12月31日の1年間、まちなかに住所がなく、平成23年1月1日以降に新たにまちなかに住所を移された人
- ※3：ながはま住宅再生バンク
長浜まちづくり(株)が運営する、まちなかの空き家情報を紹介するサイト
ホームページ <http://www.nagamachi.co.jp>
・まちなかで空き家(町家)をお持ちの人で、売却または借家として利用してもらいたい人、まちなかの空き家を購入または借りて住んでみたい人は、長浜まちづくり(株) (☎65-3955) までご連絡ください。

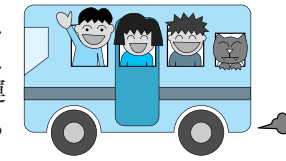


利用しよう！公共交通

みんなでバスに乗ろう！

市では、皆さんの生活を便利で豊かなものにするため、地域の交通手段確保に努めています。特に路線バスは身近な乗り物として市民に親しまれてきましたが、利用者の減少により運行を維持させることが困難になっています。

少し時間に余裕のある日、一人での移動のときにバスを使ってみてください。普段バスを使わない市民の皆さんが、週に一度、月に一度、バスを利用するだけで、コミュニティバスの運行を支えることになるのです。



定期券や回数券を上手に使おう！

バス定期券には、通勤定期、通学定期、学期定期、通学定期回数券など用途に応じていろんな定期券があります。たまにしか使わない人には使用期限のない普通回数券がお薦めです。自分の利用に合ったお得な割引を活用しましょう！

Q：コミュニティバスって？

A：市民の生活交通を確保するため、バス事業者や行政などが連携して運営する路線バスです。市では、コミュニティバスやデマンドタクシーなどの運行に対し、補助金を交付するとともに地域公共交通会議でよりよい公共交通のあり方を検討しています。

Q：コミュニティバスって必要なの？

A：マイカーの普及により、路線バスの利用は減少の一途をたどっています。しかし、免許を持たない子ども達やお年寄りにとって、気軽に利用できる公共交通はなくてはならないものです。また、環境負荷軽減の観点からも公共交通の積極的な利用が求められています。

知っていますかバス運賃区分

バス運賃は、おとな運賃を基本として、小学生は半額、幼児は同伴者1人につき2人までは無料、1歳未満の乳児は無料です。また、身体の不自由な人への福祉割引制度があります。

問 都市計画課交通対策室 (☎65-6562)

中小企業で働く人のための積み立て型の国の退職金制度

**事業主の皆さん
退職金の準備は万全ですか？**



- 掛金は全額非課税です
- 掛金以外の経費がかかりません
- 新しく加入する事業主に掛金の一部を国・市が助成します

【国の助成内容】

月額5,000円を上限に、従業員ごとに加入後4か月目から1年間助成
※18,000円以下の掛金月額を増額する場合も助成があります。

詳しくはホームページをご覧ください
《 <http://chutaikygo.taisyokukin.go.jp> 》

【市の助成内容】

従業員ごとに月額800円を上限に最長1年間助成(新規契約事業主のみ)
※詳しくは市ホームページ(「退職金」で検索)をご覧ください。

問 商工振興課 (☎65-8766)

『いつの日も歩きたくなる 道がある』

H24年度中学生の部最優秀標語

8月は『道路ふれあい月間』です ～ みんなの道路 大切に！～



8月10日は「道の日」

道路は、通行や生活物資の輸送、防災活動など私たちの毎日の生活を支える欠くことのできない公共施設です。しかし心なく捨てられるゴミや放置自転車が後を絶ちません。みんなが、安心して気持ちよく利用できる道路であるために、その役割、大切さをこの機会に再認識しましょう。

問 道路河川課 (☎65-6531)